

23年度にはごみ排出量の20%削減を

審議会からごみ減量について答申

市の重点取組の一つでもあるごみ減量。市では昨年7月に「飯山市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、一年以上に渡り、市民の皆さんおよび専門知識をお持ちの皆さんに「ごみの減量をいかに推進していくべきか」を研究・協議していただきました。



△燃えるごみの種類を調べるため、袋を開いて組成調査も行った。

同審議会では、昨年7月から月に一回程度、全15回の検討および調査研究を実施。審議会委員・アドバイザーによる協議の他、市内大型スーパーと消費者団体との懇談会や、市外のリサイクル施設の視察、さらにはごみ袋の中身を区分けし

ての組成調査等を行うなど活発な活動により、飯山市にふさわしいごみ減量の方法を協議してきました。そしてこのほど協議がまとまり、10月23日に市役所で飯山市の今後のごみ減量施策のあり方について答申がありました。



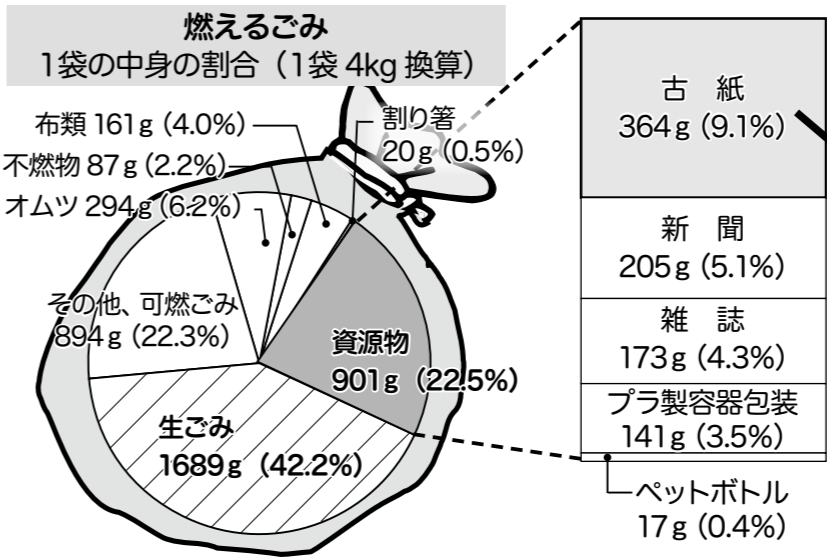
△石田市長に答申を手渡す小林睦子会長と小野澤明職務代理者

答申で小林睦子会長は「地球温暖化など環境問題が深刻化する今日、ごみの分別・資源化など、環境にやさしい社会の構築は重要かつ緊急の課題となっている。特に組成の4割を占める生ごみの処理や、紙およびプラ容器包装等の分別・資源化など、具体的施策実施にあたっては、この答

申を全面的に活用しごみ減量を進めてほしい。また今後の減量目標の達成状況によっては、一定程度のごみ処理費について有料化を検討し、その一部は更なる減量化のために活用していくようにしてほしい」と話し、石田市長に答申書を手渡しました。これに対し石田市長は「きめ細かな答申に感謝したい。北陸新幹線の開業を間近に控え、環境の整った飯山市となるよう行政も横の連携をとりながら市民総力をあげごみ減量に取り組みでいきたい」と述べました。

答申の内容は重点課題や目標、また目標実現のための具体的施策が示されており、市ではこの答申をもとに早期にごみ減量実施のための計画を作成し、市民の皆さんとともに目標達成に向けた取り組みを行ってきたい考えです。

答申の減量目標 20%を達成するために



**古紙**  
お菓子の箱、包装紙、封筒、ハガキ、メモなど小紙片  
箱や紙袋にためておき、古紙の回収として出すことができます。

**資源となる紙類、プラ容器包装の分別と生ごみの減量で20%減量は可能な目標!**

**生ごみ**  
できるだけ堆肥化など自家処理をする。ごみとして出す場合はできるだけぬらさない。もう一絞りで10%の減量を!

柳原保育園・外様保育園が統合

「いずみだいい保育園」が開園



△増築して広くなったホールで行われた開園式。新しい保育園の園児は63人。

柳原・富倉地区の子どもたちが通園する柳原保育園と、外様地区の子どもたちが通園する外様保育園が統

合し、「いずみだいい保育園」が11月1日に開園しました。

いずみだいい保育園の園舎は柳原保育園舎を大規模改修・増築し活用。耐震工事が施されたほか、園庭の拡張、ホールの増築、ブランコやジャングルジムなど遊具の更新、断熱工事など、園児がより安心・快適に過ごすことのできる保育園に生まれ変わりました。園児たちは、いずみだいい保育園の改修工事が始まっ



△開園式に先立ち、園児の代表と関係者により新しい保育園の看板の除幕が行われました。

た6月から外様保育園で合同保育が始まっていたことから、今ではすっかり仲良しに。この日、真新しい保育園に通園してくると、みんなであれしようにホールや各部屋を見てまわっていました。

**「粗大ゴミ回収ステッカー」をお持ちの方へ**  
平成18年度まで粗大ごみの排出は、事前に購入された「粗大ごみ回収ステッカー」により回収していましたが、現在は回収業者との直接取引により回収しています。これにより、「粗大ごみ回収ステッカー」は必要なくなりりましたが、未使用の「粗大ごみ回収ステッカー」をまだ手元をお持ちの方は、市民環境課 生活環境係 ☎②3111 (内線191) お問い合わせ

**剪定枝等をウッドチップにする事業を行っています**  
市では、家庭から出される剪定枝を細かいチップにして再利用する事業を実施しています。通路や花壇等に敷いて利用、堆肥化に利用することもできます。出来上がったチップは無料でお分けしています。必要の方は市民環境課生活環境係 ☎②3111 (内線191) お問い合わせ

**納期限内の納税にご協力をお願いします**  
市税の滞納は、市の事業やサービスを実施する上で大きな障害となります。12月は年末収納強化月間として、未納者には市職員が伺ったり、昼間留守のお宅は夜間に訪問させていただきます。

また税の公平性確保のため、悪質な滞納者に対しては、動産・不動産、預貯金などの財産・債権・給与等の差し押さえなど、毅然とした態度で滞納処分を進めています。お納め忘れがないようもう一度、納付書や口座の残額をご確認ください。市では下記のとおり、市税の日曜納税窓口も開設いたしますので、ご利用ください。納期限内の納税に一層のご協力をよろしくお願いいたします。

**市税の日曜納税窓口のご案内**  
毎月最終日曜日、市役所の日曜納税窓口で市税を納税していただくことができます。  
11月、12月の予定は以下のとおりです。

- ・実施日 11月30日(日)、12月28日(日)
- ・場所 市役所1階 税務課窓口
- ・時間 午前8時30分～午後5時

お問い合わせ ☎②3111 (内線163、166)



△剪定枝を細かくしたチップ。

また持ち込むことのできる剪定枝は次の通りです。  
◇搬入できる剪定枝  
一般家庭の庭木の剪定枝  
直径15センチ以内、長さ180センチ以内、枝の最大幅60センチ以内  
※対象とならないもの  
事業活動によって排出された木・枝、竹類、つる類、つた類、バラ類(とげのあるもの)、ウルシ等